消費者啓発専用 Web サイト制作事業 業務仕様書

1 業務名

消費者啓発専用 Web サイト制作事業

2 業務目的

新型コロナウイルスの感染状況の悪化により、非対面・非接触型の消費者啓発や注意喚起を行う必要性が高まっている中、あらゆる世代の方が消費生活に関する知識やよくある相談事例等の情報を気軽に取得できるための「入口」となる Web サイトを制作し、コロナ禍において効果的かつ持続的な啓発を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約日から令和4年3月31日まで 本 Web サイトの運用開始は、令和3年9月中旬~下旬を予定

4 業務内容

(1) ウェブサイトの構成

一般的に、消費生活に関する啓発や消費者トラブルへの注意喚起は、内容が複雑なうえ情報量が多い等という理由から、情報収集に抵抗を感じられる傾向にある。本Webサイトを制作することにより、SNSや広報誌等での広告啓発を行う際に、本WebサイトのQRコードを貼付し、様々な広告媒体からの誘導を可能にすることで、特に「消費者トラブルや消費生活に関する知識にあまり関心がない人」を対象に啓発を行うものである。

以下の項目に掲げるページの作成を行うとともに、あらゆる世代の方にとって、<u>閲覧するうえで抵抗感が少なく、かつ、消費者トラブル等が理解しやすいデザイン・レイアウトのWebサイト</u>を構築することとする。(例:事例ごとに簡単なイラスト・写真等の配置やバナー作成等)

【トップページ】

バナーやイラスト等を用いて以下のページへのリンクを掲載することで、訪れた方が消費者トラブルや消費生活に関する知識に興味を引くとともに、情報収集のためのアクセスが明瞭な画面構成とする。また、「三重県消費生活センター」のタイトル及び当センター啓発キャラクターであるダンコムシを掲載する。(県の所有するダンコムシのイラストデータを5点提供する。)

その他掲載するコンテンツ及びそのリンクに係るバナーの作成等は県と協議のうえ決定する。

【世代別のよくある相談ページ】

「一般向け」、「若者向け」、「高齢者向け」のページをそれぞれ作成し、世代ごとに5事例程度の相談概要と消費者へのアドバイスを掲載する。本Webサイトの核となるページであるため、<u>閲覧するにあたり抵抗感の少ないデザイン・レイアウト及び理解しやすい</u>コンテンツの配置に重点を置く。なお、掲載する事例及び文言は、県が提供することとする。

【新型コロナウイルスに関連する相談ページ】

新型コロナウイルスに関連する相談のページを作成し、5事例程度の相談概要と消費者へのアドバ

イスを掲載する。本Webサイトの核となるページであるため、<u>閲覧するにあたり抵抗感のないデザイ</u>ン・レイアウト及び理解しやすいコンテンツの配置に重点を置く。

なお、掲載する事例及び文言は、県が提供することとする。

【啓発イベントページ】

県が実施する啓発イベントや事業に関するブログ形式のページを作成する。

WordPress 等の CMS を導入することで、職員が自らページの追加や編集等ができることとする。

【消費生活豆知識ページ】

消費生活を営む上で役に立つ「豆知識」を掲載したページを作成する。

掲載する文言は県が提供することとする。

【エシカル消費ページ】

エシカル消費について親しみを持ってもらえるようなページを作成する。

なお、掲載する文言は県が提供することとする。

【その他トップページに掲載するコンテンツ(予定)】

- ・消費者ホットライン188及び三重県消費生活センターの相談窓口(バナー等) ⇒スマートフォンにおいては、バナー等のタップによって、三重県消費生活センター相談電話への 発信を可能とする。
- ・注意喚起及び啓発イベントに関する新着情報欄
 - ⇒掲載期間及びタイトルを5件程度表示させる。

CMSを導入することで、職員が自ら追加や編集、リンクの付与等ができることとする。

- ・消費生活出前講座(タブ、バナー等)
 - ⇒既存のページにリンク
- ・成年年齢の引き下げ(タブ、バナー等)
 - ⇒既存のページにリンク
- ・県内市町の相談窓口(タブ、バナー等)
 - ⇒既存のページにリンク
- ・サイト内検索機能
- ※これらのコンテンツの掲載にあたっては、県と協議し決定する。

(2) Web サイトの構築・管理

ア 構築にあたって

- ・県の指定するサーバ(仕様は別紙「サーバ仕様書」のとおり)に適合するプログラム及びバナー等のコンテンツデータ等を作成することとする。
- ・啓発イベントページ及び新着情報欄には CMS を導入し、職員用パソコンからページの追加や編集ができるようにする。
- ・特定のブラウザに依存がなく、特に Internet Explorer, Microsoft Edge, Google, Safari, Chrome, Firefox 等での閲覧を可能とするとともに、レスポンシブ Web デザインにより、PC・スマートフォン・タブレットの画面幅に合わせて表示を最適化することとする。

・「三重県ウェブアクセシビリティ方針」に配慮し、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を 支障なく使用することができるよう可能な限り対応することとする。

(参考) 三重県ウェブアクセシビリティ方針

https://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/guide/index.htm

イ 管理にあたって

- ・納品日から令和4年3月31日の間にプログラムに障害(不正アクセスやシステムへの攻撃、ウイルスの発生等)が発生した場合、速やかに点検・障害対応等を行い、適正な動作が確保されるよう努めるとともに、文言の微修正・画像の差し替え等の軽微な修正に対応することとする。なお、使用する CMS に脆弱性が見つかった場合、速やかに県担当者に連絡し、同様の対応を行うこととする。
- ・次年度以降の Web サイトの保守管理については、委託事業者を競争入札等で決定する可能性があることから、他の事業者も保守管理できる内容とし、必要な引継ぎを行うこととする。

(3) CMS 操作説明書の作成

CMS を用いてページの追加や編集を行うにあたって、必要な一連の操作をまとめた資料を作成する。

(4)動作確認

完成したプログラム及び付随するデータを県の指定するサーバにアップロードし、動作確認を行う。なお、サーバの仕様は別紙のとおりである。

5 納品物

- ・本業務に係るすべてのデジタルデータ (html, Word, Excel, PDF 形式等) が入った USB メモリ
- · CMS 操作説明書(正本1部、副本1部)
- ・その他県が指示するもの

6 注意事項

- (1) セキュリティについて
 - ・本 Web サイトは常時 SSL 対応とし、通信回線に対する盗聴防止のため、通信の暗号化を行うこととする。
 - ・本 Web サイトで使用するソフトウェアの設定・障害対応等が十分可能な能力を持った者を従事者とし、従事者の氏名及び本業務に関する責任体制、その他必要な事項を県担当者に通知することとする。
 - ・従事者を変更する場合は十分な引継ぎを行い、業務に支障をきたさないようにする。
 - ・受託者は、本業務委託の実施にあたり、適切なセキュリティ対策を講じることとする。

特に、構築するWebサイトについて、不正アクセス等を防止するため、検査完了時点で既知の脆弱性に対して適切な対処を行い、本Webサイトの運用にあたっては、別紙「特記仕様書」を遵守すること。

・構築作業を実施するため端末機や外部媒体を作業場所に持ち込み使用する場合は、ウイルス対策

を万全にし、接続前に必ず県の了解を得たうえで作業を行うこと。また、使用した機器を持ち出 し、再度接続する場合も同様とする。

(2) 著作権等

- ・本 Web サイト構築に使用する一切のプログラム、プログラム構成部品、データ、素材、納品物等に関する著作権は、県に帰属するものとする。
- ・受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては受託者に帰属するものとするが、県は その使用権及び翻案権を有するものとする。

(3) その他

- ・構築において発生する打ち合わせ内容は議事録を作成し、速やかに提出すること。
- ・本Webサイトの開発環境(開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを含む)、作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担と責任において確保すること。
- ・本Webサイトの本番環境の設定に関する調査・検討、設計、設定及び稼働確認等の一連の業務を 委託範囲に含め、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項について は、受託者と県が協議のうえ、これを行うものとする。
- ・受託者は何人に対しても、委託期間中または委託期間終了後を問わず、業務上知り得た業務の一切を漏らしてはならない。
- ・受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- ・原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなる場合においても、別途費用を請求することはできない。ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、県と協議のうえ、決定することとする。

三重県インターネット統合サーバ仕様書

2021年5月時点

項目	Windows 仕様公開サーバ
ハードウェア	
形態	仮想サーバ(VMware)
CPU	Intel® Xeon® Gold 6148 (27.5M Cache, 2.40 GHz)
ディスクドラ イブ	VMware Virtual disk SCSI Disk Device
LAN	vmxnet3 Ethernet Adapter
メインメモリ	6GB
CPU 数	2
HDD (サイズ)	C ドライブ (60GB) D ドライブ (150GB) E ドライブ (40GB)
ソフトウェア	
08	Windows Server 2016 Standard
Webサーバ用 ソフト	Internet Information Server 10.0 ※SSL/TLS必須
ウィルスチェックソ フト	ウイルスバスター Corp. 12. 0 クライアント
データベースソ フト	SQL Server 2016 Standard Edition SP2
検索エンジン	なし ※Google カスタム検索推奨 ※IndexService の機能追加は要調整
その他	BASP21-2003-0211 . NET Framework4. 6. 2

項目	Linux 仕様公開サーバ
ハードウェア	
形態	仮想サーバ(VMware)
CPU	Intel® Xeon® Gold 6148
	(27. 5M Cache, 2. 40 GHz)
ディスクドラ	VMware Virtual disk SCSI Disk Device
イブ	
LAN	vmxnet3 Ethernet Adapter
メインメモリ	3GB
CPU 数	1
HDD	/ (133GB)
(サイズ)	/boot (1,014MB)
ソフトウェア	
os	Red Hat Enterprise Linux Server (v. 7.5 for 64-bit x86_64)
Webサーバ用	Apache 2.4.6 ※SSL/TLS必須
ソフト	
ウィルスチェックソ	Server Proect for Linux 3
フト	
データベースソ	PostgreSQL 9. 2. 23
フト	MariaDB 5.5.56
	PHP 5. 4. 16(cli)
その他	PHP 7.3
	Perl 5. 16. 3

特記仕様書

- 1 受託者は、本業務に際し、ウェブサイトの名称、ドメイン名(URL)、IPアドレス及び他者のクラウドサービス等を利用する際はその事業者の名称その他必要とする情報を、あらかじめ三重県環境生活部くらし・交通安全課(以下「県」という。)に提出しなければならない。その際、県は提出されたウェブサイトの構築内容が不適切と考える場合には、受託者に対して、変更を含め、適切な対応を求めることができる。
- 2 受託者は、本業務に際し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン(Web アプリケーション)」に準拠するものとする。
- 3 受託者は、本業務に際し、当該ウェブサイト又は当該サーバ等で利用する OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には、業務への影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。
- 4 受託者は、本業務の際には、サービス開始前及び運用中においては1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を 実施し、その結果を県に報告しなければならない。
- 5 受託者は、本業務のプラットフォームとして、他者のクラウドサービス等を利用する場合は、 国内法が適用となるサービス事業者を利用しなければならない。
- 6 県は、本業務の実施にあたり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期又は随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査することができるものとする。また、監査の一環として、プラットフォーム診断(ポートスキャン、脆弱性検査を含む。)又はアプリケーション診断その他必要な監査を当該サイトに対して実施することができるものとする。
- 7 受託者は、県が監査を実施するにあたり、必要な対策を速やかに実施しなければならない。

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注)「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利 利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)等関係 法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

- 第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。」)及び 業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

- 第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着 手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身 分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

- 第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、 又は第三者に提供してはならない。 (教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。
 - 一 再委託する業務の内容
 - 二 再委託先
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託が必要な理由
 - 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
 - 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
 - 七 再委託先の監督方法
 - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
 - 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再 委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について 責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

- 第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
 - 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
 - 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を 当該台帳に記録すること。
 - 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を 行わせないこと。
 - 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

- 第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。 (個人情報の返還、廃棄又は消去)
- 第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは 作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなけれ ばならない。
- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の 内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。 (点検の実施)
- 第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

- 第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その 事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件 数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

- 第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部 を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。